

第 1 号議案: 2019 年度 活動報告

2019 年度 (2019 年 4 月 1 日 - 2020 年 3 月 31 日)

活動要旨

2019年度の活動は以下5点の重点目標を主軸に活動を実施。

1. 国際ネットワーク形成と維持発展
2. 学術研究の進展による社会貢献
3. 人材育成による社会貢献
4. 機能的な組織運営
5. 組織運営の仕組み構築

各活動における成果を下記にまとめる。

1. 国際ネットワークの形成と維持発展

A) IPA Newsletters の定期配信

2019 年度における IPA Newsletter の配信状況は以下の通り (計 4 回)

- | | |
|------------------------------|----------|
| ・ Vol.4, No.2 June 2019 | 21 pages |
| ・ Vol.4, No.3 September 2019 | 32 pages |
| ・ Vol.4, No.4 December 2019 | 40 pages |
| ・ Vol.5, No.1 March 2020 | 31 pages |

IPA Newsletter は IPA 会員、圧入セミナー及び ICPE の参加者や技術委員会のメンバーを含め全世界で 2,500 名に配信。2019 年発刊の計 4 件の IPA Newsletters を集約した合冊版 (第 3 版) を 2020 年 2 月に発刊。

B) セミナー・シンポジウム・国際会議の継続的な開催

a. 圧入工学セミナー

2019年9月に東京(地盤工学会)にて「第11回IPA圧入工学セミナー IN TOKYO 2019 ～圧入データを活用した地盤情報推定の最新技術～」を開催した。参加者は約70名。Newsletter, Volume4, Issue4, December 2019 に内容報告を掲載。

b. 技術委員会 (TC) シンポジウム

2019年10月、タイのKing Mongkut's University of Technology Thonburi (KMUTT)にて技術委員会TC-3 (PFS*工法の適用条件の拡大と地震時挙動評価に関する技術委員会)主催のシンポジウム(議長: IPA理事 大谷 順 教授/熊本大学)を開催した。参加者は約50名。Newsletter, Volume4, Issue4, December 2019 に報告記事を掲載。

※Partial Floating Sheet-pile

c. 圧入工学に関する国際会議（ICPE2021）

2021年6月19日、20日に高知工科大学（高知県 香美市）で「第二回 圧入工学に関する国際会議（ICPE2021）」の開催を決定した。組織委員長を務めるIPA副会長 松本樹典 教授（金沢大学）は、2019年5月、2020年2月に開催地である高知県知事を表敬訪問した。加えて、2019年10月にはICPE2021組織委員会は第1回会合を開催した。本国際会議の主テーマは「インフラ整備や防災・減災における圧入工学の発展と社会貢献」となった。藤野 陽三 学長（城西大学）、Mark Randolph 教授（西オーストラリア大学）の基調講演者として招待し、了解をえた。また、論文概要の募集は2019年11月より開始した。

C) ネットワーク拡大に向けた他団体との継続的な交流

a. 南米（ブラジル）

Marcos Massao Futai 准教授（サンパウロ大学）をIPA理事として招聘。同教授はIPA理事会に出席し、株式会社 技研製作所の本社施設を見学する等、IPA活動と圧入技術に関する理解を深めた。

b. 中国

中国土木学会が主催する2つの国際フォーラムへの参加を通じ、更なるネットワークの強化と拡大を継続した（国際フォーラムに関しては、2. B). e.を参照）。さらに、IPA会長は圧入機を保有するGuangzhou Lantian Shouhui 社を訪問し、技術交流を実施。

c. 日本

2019年6月、全国圧入協会との第1回JPA-IPA合同技術委員会を開催した。以降、技術委員会TC4「圧入された鋼矢板および回転切削圧入杭の鉛直支持力特性と施工管理方法に関する技術委員会」の打ち止め管理WGにJPA技術員が参画した。

d. IPAネットワーク

アジア地区を担当するIPA副会長 Chun Fai Leung 教授（シンガポール国立大学）、現地事務局（Regional Office）とIPA事務局が協働し、インドネシアでの海外圧入工学セミナーを企画・準備、開催した（海外圧入工学セミナーについては 2. B. e を参照）。加えて、IPA副会長 Nor Azizi Bin Yusoff 上級講師（UTHM大学）からの提案により、Construction Research Institute of Malaysia（CREAM）との協同研究に関する基本合意に関して議論した。

2. 学術研究の進展による社会貢献

A) 技術委員会

a. 技術委員会 TC-1

テーマ： 硬質地盤への自立式鋼管杭擁壁の適用
委員長： IPA理事 竹村 次郎 准教授（東京工業大学）
委員： 18名（14団体）
活動

- ・2017年より3か年計画の研究活動で、2019年は最終年度あったが、1年間の期間延長を申請し、研究委員会により承認された。
- ・2019年度は全体会合を1回開催（4つのワーキンググループでの打合せは計11回）。
- ・国際会議 GEOTECH HANOI 2019 に3件の研究論文を提出。
- ・活動期間の延長に伴い、研究委員会への最終報告書の提出は、2020年11月に変更。

b. 技術委員会 TC-3

テーマ： PFS工法の適用条件の拡大と地震時挙動評価
委員長： IPA理事 大谷 順 教授（熊本大学）
委員： 25名（21団体）
活動

- ・2017年より3か年計画の研究活動で、2019年は最終年度あったが、1年間の期間延長を申請し、研究委員会により承認された。
- ・2019年度は全体会合を1回開催（5つのワーキンググループでの打合せは計12回）。
- ・2019年10月、タイ・バンコクにてTC-3主催のシンポジウムを開催した。
1. B), b.を参照。
- ・国際会議 GEOTECH HANOI 2019 に1件の研究論文を提出。
- ・活動期間の延長に伴い、研究委員会への設計マニュアルの原稿および最終報告書の提出は、2020年11月に変更。

c. 技術委員会 TC-4

テーマ： 圧入された鋼矢板および回転切削圧入杭の鉛直支持力特性と
施工管理方法
委員長： IPA理事 Stuart HAIGH 上級講師（ケンブリッジ大学）
委員： 27名（21団体）
活動

- ・IPA理事会の承認をへてTC-4を新しく設立。2019年より3か年計画の研究活動。
- ・3つのワーキンググループ（打止管理※、支持力評価／日本関連、支持力評価／海外関連）にて構成。
- ・2019年度はワーキンググループでの打合せは計5回。
- ・圧入施工中に収集した地盤情報の推定結果から、鉛直支持力特性に関する既存研究や設計基準の再評価を実施。
- ・室内試験結果をもとに、施工工程における圧入杭への影響を検討。
- ・2019年7月に株式会社 藤井組 本社施設内で、翌8月に株式会社 技研製作所 の本社施設内にて圧入機を用いた簡易載荷試験を実施した。

※施工データを用いた地盤情報推定と圧入杭の性能に関する現場データの収集を目的とし、全国圧入協会（JPA）との合同グループを編成。

B) 圧入工法の世界적인普及活動

工法普及に有効な技術書などの発刊を継続。

a. 圧入工法設計・施工指針 -2020年度版- (日本語版)

2020年3月に「2020年版」として発刊。(i)「港湾の施設の技術上の基準・同解説(公益社団法人 日本港湾協会、2018年)」および「道路橋示方書(公益社団法人 日本道路協会、2018年)」の記述内容との整合性を図ること、(ii) 英文書籍 **Press-in retaining structures: a handbook** (国際圧入学会、2016年)の記述内容との整合性を図ること、(iii) 直近5年間の圧入機器の機能および活用方法、研究成果の進展を反映させること、(iv) 新規の施工事例を採用するとともに、事例をより体系的に分類・整理し、読者の利便性を高めることを目的とした改訂版。

改訂にあたり、編集委員会を3回開催(2019年3月、6月、11月)。採用すべき工法の選択肢の一つとして圧入工法を取り上げ、工法選択に関して公平な判断ができるように客観的かつ中立的な記述とし、発注機関、研究機関、大学から16名、編集委員として招聘した。

b. 英文書籍 "Press-in retaining structures: a handbook (Second edition)"

日本語版の指針改定に合わせて、英語版の改定を2020年2月より開始。本年度は、日本語版第1、2および4章に関して英文への一次翻訳作業を進めた。2020年度に編集委員会を発足、同年度上半期での発刊を予定。

c. 圧入ハンドブックの多言語化

(a) 中国語版

IPA理事 Zhang Limin 教授と香港科学技術大学チームにより翻訳、中国清華大学 Zhang Jianmin 教授(中国工程院、院士)の監修後、中国での技術専門書発刊に関する大手出版社「中国建筑工業出版社」より2019年10月に出版。

(b) フランス語版

英文書籍「Press-in retaining structures: a handbook (Second edition)」の改定の遅延に伴い、フランス語版への翻訳・発刊を2020年度に変更。

(c) ロシア語版

英文書籍「Press-in retaining structures: a handbook (Second edition)」の改定の遅延に伴い、ロシア語版への翻訳・発刊は2020年度に変更。フランス語版と並行して、翻訳を開始予定。

d. その他の技術書籍

(a) Case history volume -1 (圧入工法適用事例集)

研究委員会にて編集、2019年6月に発刊。28件の圧入工法の現場適用事例を掲載。

(b) 圧入入門書

IPA理事 寺師 昌明 氏(株式会社 技研製作所、顧問)を含む、4名の共著者にて執筆および編集。同書籍は、海外大手出版社CRC Pressと出版に関して契約済みであり、2020年度に発刊予定。

(c) ICPE2018 論文（単体販売）

ICPE2018論文集を掲載された論文の単体販売を、IPA ホームページ上で2019年7月から開始した。

e. 海外圧入技術セミナー

(a) 中国

中国土木学会が主催する下記2つの会議に参画し、中国語版圧入ハンドブックの普及に努めた。なお、中国語版圧入ハンドブックに関しては、2. B. c. を参照。

① The 4th International Forum on Urban Flood Control and Drainage Capacity

2019年11月14日、15日に中国広東省広州市で開催され、6か国から約500名が参加した。IPAは共催団体として参画し、加えてIPA会長は基調講演者として、日本における都市型水害の対策事例を踏まえ、中国市場での圧入技術の適用に関して講演した。

② The 19th Waterproof and Drainages Technology Forum

2019年11月21日、22日に中国南寧市で開催され、約160名が参加した。IPA法人会員である Guangxi Ruiyu Construction Technology Co., Ltd の代表を務める Ou Xiaoduo 教授が基調講演者として登壇、IPA活動とハンドブックを紹介した。

(b) 東南アジア諸国と地域

2020年3月に台湾、インドネシアにてIPA海外圧入セミナーを開催する準備を、現地関係者とすすめた。しかしながら、世界的な新型コロナウイルス感染の急速な拡大を考慮し、現地関係者と打合せ、IPA理事の同意のもと、当該セミナーを感染が終息に向かい、安全が確認されるまで延期することを決定した。

C) 表彰制度

2018年度の期末に全会員に対し、下記部門への応募を奨励。

1. 傑出した建設プロジェクトの表彰（Outstanding Project Award）
2. 革新的な技術開発に対する表彰（Innovative Technology Award）
3. 顕著な研究成果に対する表彰（Distinguished Research Award）

表彰委員会での審査を経て2019年6月に受賞者を決定した。Newsletter, Volume5, Issue1, March 2020に受賞に関する報告記事を掲載。

D) 図書館機能（蔵書）

2018年度より図書館機能の整備を推進中。2019年6月より会員向け貸し出しサービスの運用を開始した。今年度に199冊を追加し、蔵書数は528冊となった。

3. 人材育成による社会貢献

A) 若手研究者・エンジニアが参画している技術委員会の研究活動を通じた、継続的な研究と教育プログラムの実施

技術委員会TC-4 (2. A). c 参照) は3組のワーキンググループにより構成し、国内外6名の若手研究者・技術者が参画。学術団体や若手エンジニアに対する圧入工法の普及のため、2019年10月で開催したシンポジウム (TC-3主催) では、KMUTT学生が20名参画した。

B) 圧入工法に関する技術書・論文などの編集活動への若手研究者・エンジニアの参画

「圧入設計・施工指針 (日本語版)」「Press-in retaining structures: a handbook」(英語版)」「Case History volume (圧入工法適用事例集)」「圧入入門書」などの書籍編集活動に、10名を超える若手研究者・技術者が参画した。

C) 世界中の若手研究者・エンジニアの教育のための国際ネットワークの構築

中国 (広州市・南寧市) でセミナーを開催することで、若手研究者・技術者・学生の交流促進の場を提供。

D) 実装可能技術のための研究活動を全国圧入協会 (JPA) との合同で推進

全国圧入協会 (JPA) との協働を進める方法として、技術委員会TC-4とJPAとの合同活動を推進し、1名の若手実務者が参画した。

4. 機能的な組織運営

A) IPA活動活性化に向けた新理事や若手技術者の登用

IPA活動の多様化に向け、専門分野および地域性を勘案した理事の登用を促進した結果、フィリピン、ブラジル、チュニジア、日本から新理事を選出し、2019年度 IPA総会にて承認された。加えて、推薦委員会が「世代交代」の観点から理事の候補者をアメリカ、オーストラリア、ベトナム、日本から検討、2020年度総会での議案とすべく準備を進めた。

B) IPAの現地事務局体制確立によるグローバル展開

シンガポールの現地事務局では、IPA副会長 Chun Fai Leung 教授 (シンガポール国立大学) と協力し、2020年度 IPA理事会とセミナーを開催すべく準備をすすめた。

C) 経済的自立が可能な学会運営の検討

経済的自立による学会運営を継続目標とし、2019年度は以下の各活動を独立採算により開催した。

- ・ 第11回 IPA圧入工学セミナー IN TOKYO 2019 (日本/東京) 中国・国際フォーラムへの参画 (広州市、南寧市の2件)
- ・ 技術委員会 (TC-3) シンポジウム (タイ)

5. 運営の仕組み構築

A) 会員向けサービスの向上

a. 会員向けサービス

以下の会員向けサービスを提供。

- (a) 技術委員会を含む研究活動を通じた国際ネットワークへの参加
- (b) 有益な情報源となるIPA Newsletterの定期受信
- (c) 会員専用サイトを通じての論文閲覧
- (d) 特別割引適用による、国際会議、セミナー、シンポジウムなどへの参加
- (e) 国際会議への論文提出
- (f) 学会ウェブサイトと会員専用サイトの簡便化
- (g) IPA図書館の設立・利用（詳細は2.D). 参照）。

b. 学会ウェブサイト及び会員サイトのコンテンツ拡充やサービス内容向上は、2019年度も継続的に実施。

c. IPA理事ページを、2020年1月より運用開始（英文と整合させる）。IPA理事のIPA活動への参画、過去に開催したIPA理事会の資料等へのアクセスを容易とした。

B) 定款、付属定款、内規の改定

2019年度理事会にて、効果的かつ効率的な組織運営のために定款等の見直しを実施することを承認、次期総会・理事会での承認に向け修正案を作成した。

6. その他の事項

A) IPA 総会

2019年6月10日-24日の15日間開催。2019-2020年度の理事改選、2018年度の活動報告及び収支報告、2019年度の活動計画及び予算案が承認された。

B) IPA 理事会

2019年7月4日に東京で開催。20名の理事、2名の監査が出席。副委員長の選出、各常設委員会の構成決定、表彰論文・プロジェクト決定、現地事務局、発刊物、各技術委員会の研究活動や図書館機能の新設に関して承認された。閉会后、圧入機が稼働する施工現場の見学と株式会社 技研製作所の工場施設の見学を実施、参加者は圧入技術に関する理解を深めた。このほか、(1) 国際会議 CREST2020 (1st International Symposium on Construction Resources for Environmentally Sustainable Technologies) への後援、(2) 次年度の IPA 理事の推薦 (2019.12.16) (3) 次期 IPA 会長の選考 (2020.1.22) (4) 台湾、インドネシアでの IPA 圧入技術セミナーの延期 (5) 次年度の IPA 会長の推薦 (2020.3.13) 等を IPA 理事とメールにて審議、承認を得た。

C) 運営委員会

2019年11月11日、2020年3月3日に運営委員会を開催。ICPE2021に向けた準備状況、2019年度の活動報告、2020年度の活動計画や理事会及び総会での決議事項について協議した。

D) 常設委員会

常設委員会（研究委員会／表彰委員会／広報委員会／事業委員会／総務委員会）は各委員長によって招集され、2019年度活動計画に基づいて計画を遂行。

E) 会員数：

2020年3月末（2019年度末）時点での会員数

正会員	675名	[昨年同期	619名	(+56 増加)]
学生会員	26名	[昨年同期	13名	(+13 増加)]
法人会員	54社	[昨年同期	54社	(増減なし)]

第 2 号議案: 2019 年度収支計算書

収支計算書 2019年度

(2019.4.1 - 2020.3.31)

(単位: 円)

項 目	2019年度予算	2019年度実績	備 考
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入の部			
① 会費収入			
個人正会員年会費	6,500,000	6,680,000	668名(2019年度実績)
法人会員年会費	7,300,000	7,400,000	法人会員 54社(2019年度実績)
② 寄付金収入			
寄付金	16,000,000	16,000,000	
③ その他収入			
研究委託費	4,000,000	3,300,000	研究委託費
書籍販売	7,000,000	6,635,560	Case History、圧入設計・施工指針、合冊版 Newsletters
雑収入	0	23,192	
事業活動収入計	40,800,000	40,038,752	
2 事業活動支出の部			
① 会議・セミナー関係			
第1回 国際会議 ICPE2018(2018.9 開催済み)	0	0	IPA諸費用(ICPE2018は組織委員会による独立採算制)
第2回 国際会議 ICPE2021(2021.6 開催予定)	300,000	123,680	IPA諸費用(ICPE2021は組織委員会による独立採算制)
第11回 圧入工学セミナー2019	200,000	0	IPA諸費用(当セミナーは研究委員会による独立採算制)
海外セミナー(Handbook)	800,000	115,003	準備・開催費、中国2件(広州、杭州)
② 出版関係			
圧入工法設計・施工指針 改訂(2020年版)	3,500,000	5,482,950	編集委員会の開催、査読、印刷 等
Press-in Handbook(英) 2016年版	0	0	増刷
Press-in Handbook(英) 改訂 2020年版	2,800,000	439,085	翻訳、査読 費
Press-in Handbook(中)	0	0	翻訳・監修(監修:清華大)
Press-in Handbook(中) ※	2,800,000	56,290	編集・出版(出版社:中国建築工業社) ※今年度分
Press-in Handbook(他)	2,200,000	0	翻訳・監修(仏語・露語)
Case History Volume 1, 2019	2,000,000	2,078,258	2019年6月発刊、印刷
IPA Newsletter(合冊版 No.3)	1,000,000	1,005,510	2020年3月発刊、印刷
その他(圧入入門書) 出版経費	200,000	3,418	2020年 発刊予定 (外部委託)
③ 研究関連			
理事会・運営委員会活動費	2,200,000	2,182,685	理事会および運営委員会の開催(東京) 等
研究委員会(技術委員会) 活動費	4,000,000	3,300,000	技術委員会 TC-1, TC-3, TC-4
表彰関係	100,000	80,352	「傑出した建設プロジェクトの表彰」に関する翻訳 等
図書館機能	3,000,000	2,760,957	第2期(2019年度)書籍購入、図書館システム構築 等
その他(調査・他学会参加費)	300,000	352,092	
④ 管理関連			
ウェブサイト管理費	1,200,000	697,680	ウェブサイト・サーバーの維持・管理、セキュリティー対策 等
会員管理	100,000	23,324	会員証発行 等
印刷費用	300,000	5,900	学会案内 等(書籍関連除く)
郵送費	350,000	57,470	
通信費	150,000	150,943	電話代
理事報酬	10,650,000	10,840,930	
賃借料	3,400,000	3,806,629	事務所家賃・複合機の賃借料 等
契約外注費	2,300,000	1,713,514	税理士報酬 等
支払手数料	400,000	319,424	銀行手数料 等
事務用品費	350,000	588,228	PC購入 等
雑費	200,000	134,874	
その他(予備費)	300,000	0	
事業活動支出計	45,100,000	36,319,196	
事業活動収支差額	(4,300,000)	3,719,556	
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
① 固定資産売却収入			
定期預金払戻	0	0	
投資活動収入計	0	0	
2 投資活動支出			
① 固定資産取得支出			
定期預金取得	0	0	
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
III その他			
営業外収益等	0	0	
前期繰越収支差額	6,418,730	6,418,730	
当期収支差額	(4,300,000)	3,719,556	
次期繰越収支差額	2,118,730	10,138,286	

備考: 参考資料として、第 11 回圧入工学セミナーの収支計算書を添付。 ※【補足資料】収支計算書 - 第 11 回圧入工学セミナー参照。

【補足資料】収支計算書 - 第 11 回圧入工学セミナー IN TOKYO

項 目	金額 (実績)	備 考
1 収入の部		
① 参加登録費	185,500	参加登録費 会員35名、非会員23名
収入の部 計	185,500	
2 支出の部		
① 印刷費	2,850	「第11回 圧入工学セミナー IN TOKYO」フライヤー 600部
② 発送費	24,661	郵送費(セミナー準備品)
③ 会場費	46,000	会場: 地盤工学会(JGS)
④ 旅費交通費	25,400	IPA理事、講演者
⑤ 謝礼金	60,000	講演者(他団体) への謝礼金
⑥ 雑費	5,878	CPD認定手数料、飲料水
支出の部 計	164,789	
収支差額	20,711	収益は研究委員会(RC)の活動資金として充当。

In our opinion, the above statement of accounts is presented fairly in all material respects.

監査の結果、重要な点において適正に表示しているものと認める。

Date: 15 April, 2020,

Auditor Wang Guixuan
Dr. Wang Guixuan

Auditor 
Mr. Yoshihisa Fujisaki

第3号議案: 2020年度活動計画

2020年度（2020年4月1日-2021年3月31日）

2020年度においては、以下の4項目に重点を置いた活動を推進する。

1. 国際ネットワーク形成と維持発展
2. 学術研究の進展による社会貢献
3. 人材育成による社会貢献
4. 機能的かつ効率的な組織運営

2020年度の各活動計画の要旨を下記に示す。

1. 国際ネットワークの形成と維持発展

A) IPA Newsletters の定期配信

2016年9月に創刊した”IPA Newsletters”は、各国からの寄稿により、四半期毎の定期的な刊行を着実に実行している。国際会議やセミナー、シンポジウムへの参加者への配信も加え、配信先は年々増加し、現在の配信先は2,500を超える。2020年度に発刊する4編のIPA Newsletterを集約した合冊版（4冊目）は、2021年3月に発刊予定。

B) セミナー・シンポジウム・国際会議の継続的な開催

a. 圧入工学セミナー

日本国内の研究者・実務者を対象とし、圧入工学に関する研究や適用事例を幅広く喧伝し、次回の国際会議への参画を促す場として活用する。本年度は2020年11月に東京にて技術委員会TC-1およびTC-3の合同報告会として開催を予定。

b. 技術委員会（TC）シンポジウム

技術委員会TC-1では、海外シンポジウム開催に向け準備を進める。

c. 圧入工学に関する国際会議

2021年6月19日、20日に高知工科大学（高知県 香美市）で「第二回 圧入工学に関する国際会議（ICPE2021）」の開催にむけ、準備を進める。論文概要の審査をへて、2020年6月から本論文を公募する。

C) ネットワーク拡大に向けた他団体との継続的な交流

a. 中国

中国土木学会などが開催するフォーラム、国際会議に参画することにより、ネットワークの強化と拡大を継続。また、将来的に中国で技術委員会（TC）を立ち上げることを視野にいれ活動する。

b. 日本

2020年2月に発刊した「圧入工法設計・施工指針 -2020年版-」の技術講習会を、全国圧入協会（JPA）と協同して実施する。具体的には2020年度中に、日本国内の12都市にて17回講習会を開催予定。また、技術委員会TC-4「圧入された鋼矢板および回転切削圧入杭の鉛直支持力特性と施工管理方法に関する技術委員会」の打止管理ワーキンググループ（WG）にJPA会員企業は引き続き参画。

c. IPAネットワーク

各現地事務局（Regional Office）において、地域副会長及び地域担当会員による活動を促進する。このため、総務委員会（Administration Committee）が各地域副会長から意見を聴衆、その内容をもとに具体的施策を検討する。また副会長 Nor Azizi Bin Yusoff 上級講師（UTHM大学）からの提案にある、Construction Research Institute of Malaysia（CREAM）との協同研究に関する基本合意についても議論を深める。

2. 学術研究の進展による社会貢献

A) 研究委員会

技術委員会の活動を発展させることを目的に、枠組みの見直しを進める。技術委員会の運用則については、総務委員会と協力して改定作業を進める。あわせて、新規の技術委員会の発足に関して、検討する。

B) 技術委員会

a. 技術委員会TC-1

- ・ テーマ「硬質地盤への自立式鋼管杭擁壁の適用」
- ・ 活動
 - ① 2017年度より4か年計画(前年度に1年間延長)の研究活動。本年は最終年度。
 - ② 設計マニュアル(案)を作成、最終報告書を研究委員会へ提出予定。
 - ③ 2020年11月、圧入工学セミナーにて成果報告を実施。
 - ④ 2020年度内に、海外にてシンポジウムを開催予定。

b. 技術委員会TC-3

- ・ テーマ「PFS^{*}工法の提要条件の拡大と地震時挙動評価」 ※Partial Floating Sheet-pile
- ・ 活動
 - ① 2017年度より4か年計画(前年度に1年間延長)の研究活動。本年は最終年度。
 - ② 設計マニュアル(案)の作成、最終報告書を研究委員会へ提出予定。
 - ③ 2020年11月、圧入工学セミナーにて成果報告を実施。

c. 技術委員会TC-4

- ・ テーマ「圧入された鋼矢板および回転切削圧入杭の鉛直支持力特性と施工管理方法」
- ・ 活動
 - ① 2019年度よりの3か年計画の研究活動。本年は2年目。
 - ② 圧入施工に関する施工データの収集、鉛直支持力特性に関する既存研究や設計基準の再評価、室内試験結果をもとに、施工工程における圧入杭への影響の検討の取りまとめ等を、3つのワーキンググループにて取り組む。
 - ③ 年度末までに、活動内容を中間報告書として研究委員会へ提出。

C) 圧入工法の世界的な普及活動

工法普及に有効な技術書などの発刊を継続。

a. 英文書籍 **Press-in retaining structures: a handbook (Second edition)**

圧入工法設計・施工指針 -2020年度版- の英語への一次翻訳を2020年3月より着手。編集委員会を発足し、2020年度上半期での発刊を予定。

b. **Press-in retaining structures: a handbook (Second edition)** の多言語化

(a) フランス語版

Press-in retaining structures: a handbook (Second edition) の改定後、フランス語版への翻訳を開始。発刊にむけた準備を進める。

(b) ロシア語版

フランス語版と並行して、**Press-in retaining structures: a handbook (Second edition)** のロシア語への翻訳を開始。発刊にむけた準備を進める。

(c) その他の言語

市場の動向を勘案して、前記以外の多言語化を検討する。

c. 圧入入門書

海外大手出版社 **CRC Press** から、2020年度に発刊。

d. 海外圧入技術セミナー

(a) 中国

新型コロナウイルス感染症の流行を考慮のうえ、他団体・組織および現地IPA理事と協議し、中国本土および香港でのセミナー・会議等への参画を検討する。

(b) アジア諸国と地域

前年度に延期となった台湾、インドネシアにおいては、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮、現地組織委員会と協議し、2020年度内の開催を目標とする。また、英文書籍 **Press-in retaining structures: a handbook (Second edition)** の発刊後、過去に開催実績のある5カ国（シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、ベトナム）での2回目の開催を、地域副会長と現地事務局により検討、開催に向けた準備をすすめる。

(c) その他の国

フランス語版 *Press-in retaining structures: a handbook (Second edition)* の発刊に向けた見通しがついた段階で、Mounir Bouassida IPA理事（チュニス・エルマナール大学 教授）とアフリカ諸国でのセミナー開催を検討する。

D) 表彰制度

表彰委員会では、下記の三表彰分野の第一回の公募を行い、審査を経て2019年7月の理事会において受賞者を決定した。これらは、2021年度に開かれるICPE2021にて表彰するよう準備をすすめる。

1. 傑出した建設プロジェクトの表彰（**Outstanding Project Award**）
2. 革新的な技術開発に対する表彰（**Innovative Technology Award**）
3. 顕著な研究成果に対する表彰（**Distinguished Research Award**）

上記三分野の第二回の表彰は、基本的には、ICPE2021 への投稿論文を審査の対象とすることとし、ICPE組織委員会と協力して準備をすすめる。なお、3. 顕著な研究成果に対する表彰（**Distinguished Research Award**）に関しては公募も行い、ICPE2021 以外に発表された研究成果も審査の対象とする。

E) 図書館機能（蔵書）

図書館機能の整備として、2020年度は約50冊を蔵書予定。図書館スペースの運用および機能強化を進める。

3. 人材育成による社会貢献

A) 若手研究者・エンジニアが参画している技術委員会の研究活動を通じた、継続的な研究と教育プログラムの実施

研究委員会または技術委員会が主催するセミナー・シンポジウムに若手技術者・研究者を10名以上の参加を目標とする。

B) 圧入工法に関する技術書・論文などの編集活動への若手研究者・エンジニアの参画

英語、フランス語、ロシア語版 *Press-in retaining structures: a handbook (Second edition)* 等の書籍編集に、10名以上の若手研究者・技術者の参画を目標とする。

C) 世界中の若手研究者・エンジニアの教育のための国際ネットワークの構築

セミナー・シンポジウムの開催国等で、若手研究者・技術者・学生の交流促進の場を提供する。

D) 実装可能技術のための研究活動を全国圧入協会（JPA）との合同で推進

全国圧入協会（JPA）の実務者がIPA活動に参画するための有効な方法として、JPAと合同にて技術委員会TC-4の研究活動を推進する。

4. 機能的なかつ効率的な組織運営

A) 会員向けサービスの向上

a. 会員向けサービス

- ① 技術委員会を含む研究活動を通じた国際ネットワークへの参加
- ② 有益な情報源となるIPA Newsletterの定期受信
- ③ 会員専用サイトを通じての論文閲覧
- ④ 特別割引適用による、国際会議、セミナー、シンポジウムなどへの参加
- ⑤ 国際会議への論文提出
- ⑥ 学会ウェブサイトと会員専用サイトの簡便化
- ⑦ IPA図書館の利用

b. 学会ウェブサイト及び会員サイトのコンテンツ拡充やサービス内容向上は、2020年度も継続的に実施。加えて学会ウェブサイトの多言語化に向け、中国語版ページの開設を準備。

B) IPA活動活性化に向けた新理事や若手技術者の登用

IPA活動の多様化に向け、地域性を勘案した理事の登用促進と共に、推薦委員会により「世代交代」の観点から理事・監事の候補者を検討する。

C) IPAの現地事務局体制確立によるグローバル展開

シンガポールの現地事務局では、現地のIPA副会長の指示のもと、IPA理事会とセミナーを、同国にて開催するべく準備をすすめる。他方、米国、オランダ、日本の各拠点においても、現地事務局を主体としたセミナー開催を可能とすべく活動する。

D) 経済的自立が可能な学会運営の検討

経済的自立による学会運営を継続目標とし、2020年度は以下の各活動を独立採算による開催を目標とする。

- ・ IPA圧入工学セミナー（日本）
- ・ 圧入工法設計・施工指針 技術講習会（全国圧入協会と合同開催、日本）
- ・ 海外圧入技術セミナー（インドネシア、台湾）

E) 会員勧誘

国際会議、セミナー及び技術委員会のシンポジウムを通じて、個人・法人会員数の増加に向けた取り組みを継続。

第4号議案: 2020年度予算

予算書 2020年度 (2020.4.1 - 2021.3.31)

(単位: 円)

項 目	2019年度収支	2020年度予算	備 考
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入の部			
① 会費収入			
個人正会員年会費	6,680,000	6,950,000	695名
法人会員年会費	7,400,000	7,200,000	54社
② 寄付金収入	16,000,000	16,000,000	
寄付金			
③ その他収入			
研究受託費	3,300,000	1,300,000	技研製作所からの研究委託費
書籍販売	6,635,560	5,450,000	圧入設計・施工指針 2020年版、IPA Newsletters 等
雑収入	23,192	20,000	
事業活動収入計	40,038,752	36,920,000	
2 事業活動支出の部			
① 会議・セミナー関係			
第2回 国際会議 ICPE2021(2021.6 開催予定)	123,680	300,000	IPA諸費用(ICPE2021は組織委員会による独立採算制)
第12回 圧入工学セミナー2020	0	0	IPA諸費用(当セミナーは研究委員会による独立採算制)
海外セミナー (Handbook)	115,003	1,200,000	準備・開催費(台湾、インドネシア、中国を予定)
② 出版関係			
圧入工法設計・施工指針 改訂(2020年版)	5,482,950	0	編集委員会の開催、査読、印刷 等
Press-in Handbook (英) 改訂(2020年版)	439,085	3,360,000	翻訳、査読費
Press-in Handbook (中)	56,290	1,260,000	編集・出版(出版社: 中国建築工業社)
Press-in Handbook (他)	0	3,000,000	翻訳・監修(仏語・露語)
Case History Volume 1, 2019	2,078,258	0	
IPA Newsletter(合冊版 No.4)	1,005,510	1,000,000	2021年 3月発刊予定
その他(圧入入門書)	3,418	300,000	2020年 発刊予定 (外部委託)
③ 研究関連			
理事会・運営委員会活動費	2,182,685	4,940,000	理事会/セミナーの同時開催(シンガポール)、運営委員会の開催 等
研究委員会(技術委員会)活動費	3,300,000	2,300,000	技術委員会 TC-1, TC-3, TC-4および新規研究活動
表彰関係	80,352	100,000	表彰盾・賞状等(3部門)
図書館機能	2,760,957	1,400,000	2020年度 書籍購入、図書館システムの保守 等
その他(調査・他学会参加費)	352,092	300,000	
④ 管理関連			
システム管理費	697,680	4,850,000	多言語サイト・ICPE2021システム構築費用、サーバー維持管理費用 等
会員管理	23,324	30,000	会員証発行等
印刷費用(書籍関連除く)	5,900	50,000	学会案内 等(書籍関連除く)
郵送費(国内外)	57,470	100,000	
通信費	150,943	120,000	電話代
理事報酬	10,840,930	10,850,000	
人件費	0	3,000,000	臨時職員等
賃借料	3,806,629	3,480,000	事務所家賃・複合機の賃借料 等
契約外注費	1,713,514	1,730,000	税理士報酬 等
支払手数料	319,424	300,000	銀行手数料 等
事務用品費	588,228	290,000	
雑費	134,874	150,000	
その他(予備費)	0	0	
事業活動支出計	36,319,196	44,410,000	
事業活動収支差額	3,719,556	(7,490,000)	
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
① 固定資産売却収入			
定期預金払戻	0	0	
投資活動収入計	0	0	
2 投資活動支出			
① 固定資産取得支出			
定期預金取得	0	0	
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
III その他			
営業外収益等	0	0	
前期繰越収支差額	6,418,730	10,138,286	
当期収支差額	3,719,556	(7,490,000)	
次期繰越収支差額	10,138,286	2,648,286	

第 5 号議案: 理事の選任

指名委員会^(注1) は定款 第 4 章 12 条に基づき、以下の 15 名を 2020 年度－2021 年度の理事として推薦する。※再任、新任の順に掲載。

理事（再任）2020 年度－2021 年度:

氏名	組織	国／地域
Chun Fai Leung	シンガポール国立大学 教授	シンガポール
松本 樹典	金沢大学 教授	日本
David White	サウサンプトン大学 教授	イギリス
日下部 治	東京工業大学 名誉教授	日本
菊池 喜昭	東京理科大学 教授	日本
Pastsakorn Kitiyodom	地盤・基礎エンジニアリング (GFE) 副社長	タイ
Kenichi Soga	カルフォルニア大学 バークレー校 教授	アメリカ
寺師 昌明	株式会社技研製作所 顧問	日本
内村 太郎	埼玉大学 准教授	日本
楊 磊 (Yang Lei)	上海隧道工程股份有限公司 副総裁	中国
Limin Zhang	香港科技大学 教授	香港

(英語姓のアルファベット順に掲載)

理事（新任）2020年度－2021年度:

氏名	組織	国／地域
古関 潤一	東京大学 教授	日本
Barry Michael Lehane	西オーストラリア大学 教授	オーストラリア
Ramin Motamed	ネバダ大学リノ校 准教授	アメリカ
Vu Anh Tuan	レー・クイ・ドン工科大学 上級講師	ベトナム

※上記の新任理事については、別添資料に略歴を掲載。

注：指名委員会^(註1)は 附属定款の第4項にて規定。

備考：第5号議案は16名の一括承認形式です。

コメントがある場合は会員サイトの投票ページにあるコメント欄に記入願います。

理事候補者（新任） 1：

氏名	古関 潤一（コセキ ジュンイチ）
現職	教授 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻
国籍	日本

学歴

1994	東京大学大学院工学系研究科土木工学博士課程修了
1987	東京大学大学院工学系研究科土木工学修士課程修了
1985	東京大学工学部土木工学科卒業

研究・受賞等

2016	米国土木学会論文集「Geotechnical and Geoenvironmental Engineering」優秀査読者賞
2012	地盤工学会功労賞

職務経歴

2014－現在	教授 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻
2003－2014	教授 東京大学生産技術研究所
2012－2013	常務委員 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻
2010－2011	東京大学総長補佐
2007－2008	部主任 東京大学生産技術研究所
1994－2003	准教授 東京大学生産技術研究所
1991－1992	在外研究員 アメリカ合衆国マサチューセッツ工科大学
1987－1994	研究員・主任研究員 建設省土木研究所

理事候補者（新任） 2 :

氏名	Dr. Barry Michael Lehane ／バリー・マイケル・ルヘイン
現職	教授 西オーストラリア大学環境・鉱山工学科
国籍	オーストラリア

学歴

1999	トリニティ・カレッジ・ダブリン（アイルランド） 工学修士課程修了
1992	インペリアル・カレッジ・ロンドン（イギリス） 土木工学博士（PhD）課程修了
1984	ユニバーシティ・カレッジ・コーク（アイルランド） 土木工学科卒業

研究・受賞等

1984	ユニバーシティ・カレッジ・コーク（アイルランド） ファーストクラス
2006	クリスチャン・ブラザーズ・カレッジ（オーストラリア） 首席

職務経歴

2002－現在	教授 西オーストラリア大学
2002－現在	設計コンサルタント Belpile Pty Ltd. Arup Australasia 、他
2000－2002	フェロー トリニティ・カレッジ・ダブリン（アイルランド）
1993－2000	上級講師 トリニティ・カレッジ・ダブリン（アイルランド）
1992－1993	地盤工学チームリーダー Arup Geotechnics （香港）
1992－1992	技術リーダー Arup Geotechnics （イギリス・ロンドン）

理事候補者（新任） 3：

氏名	Dr. Ramin Motamed ／ラミン・モタメド
現職	准教授 ネバダ大学リノ校土木・環境工学科
国籍	アメリカ合衆国

学歴

2007	東京大学大学院土木工学博士課程修了
2002	イラン科学技術大学土木工学修士課程修了
2000	オールミーエ大学土木工学科卒業

研究・受賞等

2018	論文集「Computers & Structures」優秀査読者賞
2017	論文集「Soil Dynamics & Earthquake Engineering」優秀査読者賞
2017	ナショナルインスツルメンツ学術研究賞

職務経歴

2018－現在	准教授 ネバダ大学リノ校
2012－2018	助教 ネバダ大学リノ校
2009－2012	技師・上級技師 ARUP San Francisco
2007－2009	博士研究員（日本学術振興会） 東京工業大学

理事候補者（新任） 4：

氏名	Dr. Vu Anh Tuan／ブー・アン・トゥアン
現職	上級講師 レー・クイ・ドン工科大学
国籍	ベトナム

学歴

2017	金沢大学大学院環境デザイン類地盤工学博士課程修了
2011	レー・クイ・ドン工科大学土木工学修士課程修了
2006	交通運輸大学（ハノイ）土木工学科卒業

職務経歴

2006－現在	上級講師 レー・クイ・ドン工科大学
2018－現在	理事 ベトナム地盤工学会
2017－2017	客員研究員 金沢大学

第 6 号議案: 定款の改訂

定款の改訂(案)については、現行文と改訂案の比較表(次ページ以降)に記載のとおり。

現行定款	定款修正案	見直しの理由
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この学会は、国際圧入学会（以下「学会」と称する）という。学会の略呼称は「IPA」という。</p> <p>(事務所) 第2条 この学会は、事務所を東京都港区港南2丁目4番12号におく。</p> <p>(支部) 第3条 この学会は、理事会の承認によって支部をおくことができる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この学会は、国際圧入学会（以下「学会」と称する）という。学会の略呼称は「IPA」という。</p> <p>(事務所) 第2条 この学会は、事務所を東京都港区港南2丁目4番3号におく。</p> <p>(支部) 第3条 この学会は、理事会の承認によって支部をおくことができる。</p>	<p>事務所移転のため。</p>
<p>第2章 目的および事業</p> <p>(目的) 第4条 この学会は、実務者、発注者、研究者による産・官・学の国際的協力によって圧入工学の発展図り、環境に配慮した建設を奨励し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 この学会は、第4条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。</p> <p>(1) 根入れ構造物・壁体の計画・設計・施工を改善するために、杭専門施工業者、総合建設業者、設計者、発注者、材料供給業者、機械製造業者、そして大学等の研究者の間での、横断的な意見や情報交換の推進を奨励</p> <p>(2) 圧入工学を構成する地盤工学・環境工学・機械工学・計測工学・情報工学など多様な分野の技術者、研究者からなる技術委員会・作業部会による研究や開発の推進</p> <p>(3) 圧入工学の研究や実務に関する最新情報の蓄積・発信によって、実務に従事する技術者が抱える現実の問題解決への援助や、関係基準や規</p>	<p>第2章 目的および事業</p> <p>(目的) 第4条 この学会は、実務者、発注者、研究者による産・官・学の国際的協力によって圧入工学の発展図り、環境に配慮した建設を奨励し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 この学会は、第4条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。</p> <p>(1) 根入れ構造物・壁体の計画・設計・施工を改善するために、杭専門施工業者、総合建設業者、設計者、発注者、材料供給業者、機械製造業者、そして大学等の研究者の間での、横断的な意見や情報交換の推進を奨励</p> <p>(2) 圧入工学を構成する地盤工学・環境工学・機械工学・計測工学・情報工学など多様な分野の技術者、研究者からなる技術委員会・作業部会による研究や開発の推進</p> <p>(3) 圧入工学の研究や実務に関する最新情報の蓄積・発信によって、実務に従事する技術者が抱える現実の問題解決への援助や、関係基準や規</p>	

<p>定を制定する政府機関への支援</p> <p>(4) 圧入工学に関する国際会議・シンポジウム・講演・セミナーなどの開催及び開催支援</p> <p>(5) 圧入工学に関する研究・技術・実務成果の評価や、その表彰</p> <p>(6) 学会のウェブサイトや発刊物によって、国民や官公庁に対してさらなる圧入工学の認知度向上</p> <p>(7) 学会員相互の交流と専門的能力開発</p> <p>(8) その他、この学会の目的達成に必要な活動</p>	<p>定を制定する政府機関への支援</p> <p>(4) 圧入工学に関する国際会議・シンポジウム・講演・セミナーなどの開催及び開催支援</p> <p>(5) 圧入工学に関する研究・技術・実務成果の評価や、その表彰</p> <p>(6) 学会のウェブサイトや発刊物によって、国民や官公庁に対してさらなる圧入工学の認知度向上</p> <p>(7) 学会員相互の交流と専門的能力開発</p> <p>(8) その他、この学会の目的達成に必要な活動</p>	
<p>第3章 会員</p> <p>(会員の種別および称号)</p> <p>第6条 会員は、つぎの3種とする。 正会員： 圧入工学に関連する学歴もしくは実務経験を有し、本学会の趣旨に賛同する個人 法人会員：本学会の事業を後援する法人、組織 学生会員：大学院、大学、短期大学、工業高等専門学校等において圧入工学に関心のある学生</p> <p>(入会と会費)</p> <p>第7条 正会員、法人会員、学生会員となるには、入会に必要な所定の手続きをなし、理事会の承認を経なければならない。 2. 正会員が法人である場合は、入会と同時に、本会に対する代表者としてその権利を行使する者（以下「正会員代表者」という）を定めて本会に届け出なければならない。正会員代表者を変更した場合も同様とする。 3. 会員は細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。 4. 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 会員は、つぎの事由によっ</p>	<p>第3章 会員</p> <p>(会員の種別および称号)</p> <p>第6条 会員は、つぎの3種とする。 正会員： 圧入工学に関連する学歴もしくは実務経験を有し、本学会の趣旨に賛同する個人 法人会員：本学会の事業を後援する法人、組織 学生会員：大学院、大学、短期大学、工業高等専門学校等において圧入工学に関心のある学生</p> <p>(入会と会費)</p> <p>第7条 正会員、法人会員、学生会員となるには、入会に必要な所定の手続きをなし、理事会の承認を経なければならない。 2. 正会員が法人である場合は、入会と同時に、本会に対する代表者としてその権利を行使する者（以下「正会員代表者」という）を定めて本会に届け出なければならない。正会員代表者を変更した場合も同様とする。 3. 会員は細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。 4. 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 会員は、つぎの事由によっ</p>	

<p>て、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会 (2) 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または破産手続開始の決定 (3) 死亡、失踪の宣告または法人もしくは団体である会員の解散 (4) 除名</p> <p>(退会) 第9条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。</p> <p>2. 会費を連続して2年以上滞納した会員については、その者が退会したものと認定して処理することができる。</p> <p>(除名) 第10条 この学会の名誉を傷つめまたはこの学会の目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て、除名することができる。</p>	<p>て、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会 (2) 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または破産手続開始の決定 (3) 死亡、失踪の宣告または法人もしくは団体である会員の解散 (4) 除名</p> <p>(退会) 第9条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。</p> <p>2. 会費を連続して2年以上滞納した会員については、その者が退会したものと認定して処理することができる。</p> <p>(除名) 第10条 この学会の名誉を傷つめまたはこの学会の目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て、除名することができる。</p>	
<p>第4章 理事および監事</p> <p>(理事および監事の定数) 第11条 この学会に、つぎの理事および監事をおく。</p> <p>(1) 理事10名以上30名以内 (2) 監事2名以内</p> <p>(理事および監事の選任) 第12条 理事および監事は、正会員（法人会員の正会員代表者も含む）の中から総会で選任する。</p> <p>2. 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名以内を定める。</p> <p>3. 事務局長1名は、必要と認められる場合に会長が任命する。</p> <p>4. 理事および監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。</p>	<p>第4章 理事および監事</p> <p>(理事および監事の定数) 第11条 この学会に、つぎの理事および監事をおく。</p> <p>(1) 理事10名以上30名以内 (2) 監事2名以内</p> <p>(理事および監事の選任) 第12条 理事および監事は、正会員（法人会員の正会員代表者も含む）の中から総会で選任する。</p> <p>2. 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名以内を定める。</p> <p>3. <u>専務理事</u>1名は、必要と認められる場合に会長が<u>理事の中から指名し、理事会が承認</u>する。</p> <p>4. 理事および監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。</p>	<p>組織の継続性、機能性を確保するため「専務理事」の役職を導入する。</p>

<p>(理事の職務)</p> <p>第13条 理事は、つぎの各号に掲げる ところにより、それぞれの職 務を行う。</p> <p>(1) 会長は、この学会を代表 し、会務を総理する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐 し、会長に事故あるとき または欠けたるときは、 会長があらかじめ指名 した順序によってその 職務を代行する。</p> <p>(3) 事務局長は、会長および 副会長を補佐し、会務全 般の円滑な運営をつか さざるとともに、理事会 から委任された事項の 会務を処理する。</p> <p>(4) 前各号以外の理事は、会 長、副会長を補佐し、理 事会の議決によって会 務を処理する。</p> <p>2. 理事は、理事会において第1 8条に定める事項を審議表 決する。</p> <p>3. 理事は、監事を兼ねることが できない。</p>	<p>(理事の職務)</p> <p>第13条 理事は、つぎの各号に掲げる ところにより、それぞれの職 務を行う。</p> <p>(1) 会長は、この学会を代表 し、会務を総理する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐 し、会長に事故あるとき または欠けたるときは、 会長があらかじめ指名 した順序によってその 職務を代行する。</p> <p>(3) <u>専務理事</u>は、会長および 副会長を補佐し、会務全 般の円滑な運営を<u>監督</u> <u>する</u>とともに、理事会か ら委任された事項の会 務を処理する。</p> <p>(4) 前各号以外の理事は、会 長、副会長<u>および専務理</u> <u>事</u>を補佐し、理事会の議 決によって会務を処理 する。</p> <p>2. 理事は、理事会において第1 8条に定める事項を審議表 決する。</p> <p>3. 理事は、監事を兼ねることが できない。</p>	
<p>(監事の職務)</p> <p>第14条 監事は、つぎの職務を行う。</p> <p>(1) 本学会の財産の状況を 監査すること</p> <p>(2) 理事の業務の執行の状 況を監査すること</p> <p>(3) 財産の状況または業務 の執行について、法令、 定款などに違反し、また は著しく不当な事項が あると認めるときは、総 会に報告をすること</p> <p>(4) 前号の報告をするため 必要があるときは、総会 を招集すること</p> <p>2. 監事は、理事会に出席し、意 見を述べることができる。た だし、表決に加わらない。</p> <p>3. 監事は、理事を兼ねることが できない。</p>	<p>(監事の職務)</p> <p>第14条 監事は、つぎの職務を行う。</p> <p>(1) 本学会の財産の状況を 監査すること</p> <p>(2) 理事の業務の執行の状 況を監査すること</p> <p>(3) 財産の状況または業務 の執行について、法令、 定款などに違反し、また は著しく不当な事項が あると認めるときは、総 会に報告をすること</p> <p>(4) 前号の報告をするため 必要があるときは、総会 を招集すること</p> <p>2. 監事は、理事会に出席し、意 見を述べることができる。た だし、表決に加わらない。</p> <p>3. 監事は、理事を兼ねることが できない。</p>	
<p>(理事・監事・会長・副会長の任期)</p> <p>第15条 理事および監事の任期は2 年とする。</p> <p>2. 会長および副会長の任期は、 選任された時点から2年と</p>	<p>(理事・監事・会長・副会長・<u>専務理事</u>の 任期)</p> <p>第15条 理事および監事の任期は2 年とする。</p> <p>2. 会長、副会長<u>および専務理事</u></p>	

<p>する。</p> <p>3. 理事および監事の任期は連続5期以内とする。理事及び監事は任期満了後、次回選任までは最低1年以上の期間を必要とする。但し理事が会長もしくは副会長に選任された場合、その役職にある限り理事としての任期は延長されるものとする。</p> <p>4. 理事および監事の任期の始期は、選任された通常総会からとする。</p> <p>5. 会長および副会長の任期の始期は、理事会で選任された時点からとする。</p> <p>6. 補欠による理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7. 理事および監事は、任期満了あるいは辞任の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(理事、監事の報酬) 第16条 理事および監事には「学会規則」にて規定した報酬を支払うことができる。</p>	<p>の任期は、選任された時点から2年とする。</p> <p>3. 理事および監事の任期は連続5期以内とする。理事及び監事は 5期の任期満了後、次回選任までは最低1年以上の期間を必要とする。但し理事が会長、副会長 または専務理事に選任された場合、その役職にある限り 上記の理事としての 連続任期は延長されるものとする。</p> <p>4. 理事および監事の任期の始期は、選任された通常総会からとする。</p> <p>5. 会長、副会長 および専務理事の任期の始期は、理事会で選任された時点からとする。</p> <p>6. 補欠による理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>7. 理事および監事は、任期満了あるいは辞任の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(理事、監事の報酬) 第16条 理事および監事には「学会規則」にて規定した報酬を支払うことができる。</p>	<p>文意を明確にする。</p>
<p>第5章 会議</p> <p>(理事会の組織と招集) 第17条 理事会は、理事と監事をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。</p> <p>2. 理事会は、毎年1回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときには、臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>(理事会の議決事項) 第18条 理事会は、総会に提出する議</p>	<p>第5章 会議</p> <p>(理事会の組織と招集) 第17条 理事会は、理事と監事をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。</p> <p>2. 理事会は、毎年1回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときには、臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>3. 付属定款に従って指名される会長経験者代表は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、会長経験者代表が理事でないときは、理事会で投票することはできない。</p> <p>(理事会の議決事項) 第18条 理事会は、総会に提出する議</p>	<p>組織の継続性を保つために、会長経験者の中から「会長経験者代表」を指名し、理事会等の会務に参加してもらうことができるようにする。</p>

<p>案のほか、総会の権限に属するものを除き、会務執行のため必要な事項を議決する。</p> <p>2. 理事会は、理事会によって決議された内容の範囲内で、学会の運営を運営委員会に委託することができる。運営委員会は、会長・事務局長・理事会が必要と認めた常設委員会の委員長などによって構成される。</p> <p>3. 常設委員会は運営委員会の職務を支援する。常設委員会の委員長は、会長が任命する。</p> <p>(理事会の定足数および議決)</p> <p>第19条 理事会は、理事現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面（電子メールを含む）をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。</p> <p>2. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>(総会の構成および招集)</p> <p>第20条 総会は、第6条の正会員をもって構成する。</p> <p>2. 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。</p> <p>3. 臨時総会は、つぎの場合会長または監事が招集する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 監事が必要と認めたとき</p> <p>(3) 正会員現在数の20分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたとき。この場合、請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。</p> <p>(4) 総会の議長は、会長がこれにあたる</p>	<p>案のほか、総会の権限に属するものを除き、会務執行のため必要な事項を議決する。</p> <p>2. 理事会は、理事会によって決議された内容の範囲内で、学会の運営を運営委員会に委託することができる。運営委員会は、会長、<u>会長経験者代表、付属定款に従って選出された次期会長、専務理事、事務局長</u>および理事会が必要と認めた常設委員会の<u>代表</u>によって構成される。</p> <p>3. 常設委員会は運営委員会の職務を支援する。常設委員会の委員長は、会長が<u>理事の中から指名し、理事会が承認する。</u></p> <p>(理事会の定足数および議決)</p> <p>第19条 理事会は、理事現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面（電子メールを含む）をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。</p> <p>2. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>(総会の構成および招集)</p> <p>第20条 総会は、第6条<u>に定める</u>正会員<u>および第7条第2項に定める法人会員の正会員代表者</u>をもって構成する。</p> <p>2. 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。</p> <p>3. 臨時総会は、つぎの場合会長または監事が招集する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 監事が必要と認めたとき</p> <p>(3) 正会員現在数の20分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたとき。この場合、請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。</p> <p>(4) 総会の議長は、会長がこれにあたる</p>	<p>会長が交代する場合、次期会長を早めに選出し、運営委員会などの会務に携わりつつ任期の準備ができるようにする。</p> <p>現行定款の技術的欠落を補正するもの。</p>
--	--	--

<p>(総会の招集方法)</p> <p>第21条 総会の招集は、開催2週間前までに、日時、場所および会議に付議すべき事項をこの学会の刊行物または書面(電子メールを含む)をもって各会員に通知する。</p> <p>(総会の定足数および議決)</p> <p>第22条 総会は、正会員現在数の過半数以上の出席によって成立する。ただし、当該事項につき書面(電子メールを含む)をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。</p> <p>2. 総会における正会員の議決権は各1個とし、議事は、この定数に別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。</p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第23条 総会は、つぎの事項を議決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事および監事の選任 (2) 事業計画および収支予算 (3) 事業報告および収支決算 (4) 定款の変更 (5) 基本財産への繰入 (6) 長期借入の承認 (7) 基本財産の処分または担保の設定 (8) 解散および残余財産の処分 (9) その他理事会において必要と認めた事項 <p>(議事録)</p> <p>第24条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上議長がこれを保存する。</p> <p>(総会の決議事項の通知)</p> <p>第25条 総会の決議事項は、会員に通知する。</p>	<p>(総会の招集方法)</p> <p>第21条 総会の招集は、開催2週間前までに、日時、場所および会議に付議すべき事項をこの学会の刊行物または書面(電子メールを含む)をもって各会員に通知する。</p> <p>(総会の定足数および議決)</p> <p>第22条 総会は、正会員および正会員代表者の現在数の過半数以上の出席によって成立する。ただし、当該事項につき書面(電子メールを含む)をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。</p> <p>2. 総会における正会員および正会員代表者の議決権は各1個とし、議事は、この定数に別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。</p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第23条 総会は、つぎの事項を議決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事および監事の選任 (2) 事業計画および収支予算 (3) 事業報告および収支決算 (4) 定款の変更 (5) 基本財産への繰入 (6) 長期借入の承認 (7) 基本財産の処分または担保の設定 (8) 解散および残余財産の処分 (9) その他理事会において必要と認めた事項 <p>(議事録)</p> <p>第24条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上議長がこれを保存する。</p> <p>(総会の決議事項の通知)</p> <p>第25条 総会の決議事項は、会員に通知する。</p>	<p>現行定款の技術的欠落を補正するもの。</p>
<p>第6章 事務局および職員</p>	<p>第6章 事務局および職員</p>	

<p>(事務局および職員)</p> <p>第26条 本会に会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。</p> <p>2. 職員の任免は、理事会の議を経て会長が行う。</p> <p>3. 事務局の職制その他は別にこれを定める。</p>	<p>(事務局および職員)</p> <p>第26条 本会に会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。</p> <p>2. 職員の任免は、理事会の議を経て会長が行う。</p> <p>3. 事務局の職制その他は別にこれを定める。</p> <p><u>4. 事務局長は、会長が指名する。</u></p>	<p>事務局長指名の規定を「事務局および職員」の章に移すもの。</p>
<p>第7章 資産および会計</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第27条 この学会の資産の区分は、つぎの2種とする。</p> <p>基本財産： 総会において繰入れを議決された財産</p> <p>運用財産： 会費、事業から生ずる収入、資産から生ずる果実、寄付金その他基本財産以外の財産</p> <p>(基本財産の処分に関する制限)</p> <p>第28条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経てその一部に限り処分し、または担保に供することができる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第29条 この学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第7章 資産および会計</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第27条 この学会の資産の区分は、つぎの2種とする。</p> <p>基本財産： 総会において繰入れを議決された財産</p> <p>運用財産： 会費、事業から生ずる収入、資産から生ずる果実、寄付金その他基本財産以外の財産</p> <p>(基本財産の処分に関する制限)</p> <p>第28条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経てその一部に限り処分し、または担保に供することができる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第29条 この学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	
<p>第8章 定款の変更ならびに解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第30条 この定款は、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければ、変更することはできない。</p> <p>(解散)</p> <p>第31条 この学会を解散しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第32条 この学会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において</p>	<p>第8章 定款の変更ならびに解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第30条 この定款は、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければ、変更することはできない。</p> <p>(解散)</p> <p>第31条 この学会を解散しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第32条 この学会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において</p>	

出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。	出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。	
<p>第9章 補則</p> <p>(定款施行)</p> <p>第33条 この定款施行に必要な「付属定款」および「学会規定」は、理事会の議決を経て定める。</p> <p>第34条 この学会は日本法の下で設立され、存続するものであり、この学会および定款に関わる事項で紛争、意見の相違などが生じた場合には、まず関係者間の話し合いにより解決をはかるものとする。かかる話し合いで問題の解決がはかれない場合にあつては、問題の解決は、日本国東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。</p>	<p>第9章 補則</p> <p>(定款施行)</p> <p>第33条 この定款施行に必要な「付属定款」および「学会規定」は、理事会の議決を経て定める。</p> <p>第34条 この学会は日本法の下で設立され、存続するものであり、この学会および定款に関わる事項で紛争、意見の相違などが生じた場合には、まず関係者間の話し合いにより解決をはかるものとする。かかる話し合いで問題の解決がはかれない場合にあつては、問題の解決は、日本国東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。</p>	
<p>付則</p> <p>1. この定款は、平成19年2月16日から実施する。</p> <p>2. 第2条（事務所）の変更平成22年（2017年）8月3日開催の通常総会にて決議。</p>	<p>付則</p> <p>1. この定款は、平成19年2月16日から実施する。</p> <p>2. 第2条（事務所）の変更平成22年（2017年）8月3日開催の通常総会にて決議。</p>	